

県南広域振興局長告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年3月30日

県南広域振興局長 佐々木 隆

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901399	フォレストケアサービス株式会社	フォレスト訪問介護サービス	一関市萩荘字打ノ目255番地1	令和3年3月31日
0370500605	有限会社高木タクシー	ヘルパーセンター高木指定訪問介護事業所	花巻市高木第15地割88番地8	令和3年3月3日